

評価
A

第12条第1項（議会報告会）

議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般について、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【取組状況等】

議会報告会の開催

- ・令和3年度 令和3年12月8日 動画配信
- ・令和4年度 令和5年1月6日 動画配信
- ・令和5年度
令和6年1月
市内5高等学校
- ・令和6年度
令和6年7月29日
中学生議会



丹原高校での議会報告会

【今後の対応等】

- ・開催回数や小規模単位での開催など、市民がより参加しやすい開催方法を検討する必要がある。

令和7年度議会報告会は、令和8年1月に開催予定！
詳細は、決まり次第、西条市議会ホームページやフェイスブックにてお知らせするけんチェックしてね！

評価
A

第17条（委員会の活動）

委員会は、その特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努めるものとする。

【取組状況等】

- ・所管事務調査の実施
- ・各特別委員会の設置
- ・予算委員会を分科会方式で実施
- ・決算審査特別委員会に
分科会方式を導入
(令和5年度から実施)



分科会による現地調査

【今後の対応等】

- ・決算審査の内容を、翌年度予算に生かすことができる取組を調査・研究する必要がある。

評価
B

第21条（危機管理）

議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

【取組状況等】

- ・防災訓練の実施
- ・令和3年度
令和3年11月15日
- ・令和4年度
令和4年12月15日
- ・令和5年度
令和5年12月18日



救命講習

【今後の対応等】

- ・市議会での防災訓練だけではなく、地域での防災訓練等にも積極的に参加する必要がある。

評価
A

第18条 （議会改革の推進）

議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会の改革、活性化に取り組むものとする。

【取組状況等】

- ・議会活性化特別委員会の設置
(令和4年12月19日から令和7年1月9日まで)

【今後の対応等】

- ・議会活性化特別委員会からの議会活性化に係る検討結果のうち、「前任期における未実施の検討項目」を引き続き検討するとともに、今後も継続して議会の改革や活性化に取り組んでいく。